

会計年度任用職員（外国語指導助手（ALT））勤務条件表

令和7年4月1日

No.	項目	概要
1	勤務場所	学校教育課（英語指導室）、各小中学校
2	職務内容	（1）市立小中学校に出向き、英語指導の補助を行う。 （2）学校教員・小中学生対象の研修業務の補助を行う。 （3）英語指導の計画作りと使用する教材の作成の補助を行う。 （4）その他、外国語教育に関する指導を行う。
3	要件資格	
4	任用期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで ただし、勤務成績を考慮した上で、公務上の必要に応じ更新が可能である。
5	条件付採用期間	令和7年4月1日から1か月間 ただし、実勤務日数が少ない場合、延長することがある。
6	報酬額	月額 300,000円
7	報酬支払日	長岡市職員の給与支給日 (原則として、当月21日…金融機関休業日の場合は直前の営業日)
8	期末・勤勉手当	6月及び12月に支給（支給割合は1.7625月を基本とし、基準日以前6か月における在職期間に応じた割合とする）
9	通勤手当	通勤距離（片道）に応じた額を支給（徒歩で通勤する場合は支給対象外）
10	勤務時間	午前8時30分から午後4時30分まで（休憩60分）
11	休日	原則として、土曜日、日曜日、年末年始（12月29日から1月3日まで）及び国民の祝日にに関する法律に規定する休日。
12	年次休暇	20日
13	病気休暇	<ul style="list-style-type: none"> ・病気又は負傷のために休暇を取得する場合は、医師の診断書を所属長に提出しなければならない。 ・病気休暇は診断書に記載された日付から起算して、日単位で取得できる。 ・病気休暇は、その開始の日から起算して、20日（勤務を要しない日及び休日を含む）を超えることができない。病気休暇を承認された期間と期間の間が7日に満たないときは、それらの2の期間は連続するものとみなす。 ・病気休暇は有給とする。
14	特別休暇	<ul style="list-style-type: none"> ・特別休暇は次に挙げる場合・期間とする。なお、休暇の取得時期や事前に提出が必要な書類は、「長岡市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則」により運用する。 <ul style="list-style-type: none"> 一 父母、配偶者、子が死亡した場合、連続する10日の範囲内の期間、兄弟姉妹、祖父母が死亡した場合、連続する5日の範囲内の期間、父母の配偶者または配偶者の父母が死亡した場合は連続する3日の範囲内の期間。 孫、叔父または叔母、この配偶者または配偶者の子、祖父母の配偶者または配偶者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者または配偶者の兄弟姉妹、叔父または叔母の配偶者の死亡の場合は1日 二 本人が結婚する場合、連続する5日の範囲内の期間 三 不可抗力の災害により自己の住宅が損壊した場合、被害の程度に応じ、休暇決裁権者が必要と認める期間 四 通勤に要する交通機関の事故等による交通途絶の場合、当該交通途絶が解消するまでの期間（本人の責めによらない事故に限る） 五 感染症の予防及び感染所の患者に対する医療に関する法律による交通の制限又は遮断の場合、市が必要と認める期間 六 風水震災害等による交通遮断の場合、市が必要と認める期間 七 夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進または家庭生活の充実のため勤務しないことが適当であると認められる場合、4の年度の

		<p>7月から9月までの期間で、原則として連続する3日間</p> <p>八　国の立法、行政、司法の各部の活動に義務として協力する場合、市が必要と認める期間（被疑者として出頭又は自分の責に基づく警察等への出頭の場合を除く）</p> <p>九　骨髓又は末梢血幹細胞の提供希望者（ドナー）として必要な検査、登録手続き、入院を行う場合、市が必要と認める期間</p> <p>十　女性の外国語指導助手が8週間以内に出産する予定である場合、出産の日までの届け出た期間</p> <p>十一　女性の外国語指導助手が出産した場合、出産の日の翌日から8週間を経過するまでの日</p> <p>十二　生後1年に達しない子の育児を行う場合、1日2回それぞれ30分以内の期間</p> <p>十三　女性の外国語指導助手が生理日の就業が著しく困難な場合、届け出た生理日</p> <p>十四　中学校就学の始期に達するまでの子を養育する外国語指導助手が、その子の看護、予防接種または健康診断等疾病の予防のために勤務しないことが相当であると認められる場合、5日の範囲内の期間</p> <p>十五　参加者が、その配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫、兄弟姉妹、あるいは同居する父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者、配偶者の子で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護、要介護者の通院等の付添い、介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行及びその他の要介護者の必要な世話をうために勤務しないことが相当であると認められる場合、一の年度において、5日（要介護者が複数の場合にあっては、10日とする。）以内で必要と認められる期間</p> <p>十六　介護休暇開始予定日から93日を経過する日の翌日以降も引き続き在職が見込まれる（93日を経過する日から6月を経過する日までの間に任期が満了し、かつ更新がないことが明らかであるものを除く）参加者が、要介護者を介護するため、勤務しないことが相当であると認められる場合、通算して93日の範囲内において必要と認められる期間</p> <p>十七　要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一つの継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る前号の期間と重複する期間を除く）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合、1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間（取得単位は30分とする。）</p> <p>十八　妊娠婦である女子の参加者が、母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受けるため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合、妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）について、それぞれ、1日の正規の勤務時間等の範囲内で必要と認められる時間</p> <p>十九　妊娠中の女子の参加者が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が、母体又は胎児の健康保持に影響があると認める場合、正規の勤務時間等の始め又は終わりにつき1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要とされる時間（徒歩、自転車、バイク及び自動車通勤は除く）</p> <p>・前項の一～十一までの特別休暇は有給とし、十二～十九での特別休暇は無給とする。</p>
15	育児休業	<p>・次に該当する参加者は、任命権者の承認を受けて、その子を養育するため、当該子の養育の事情に応じ、1歳に達する日（当該子の養育の事情を考慮して特に必要と認められる場合として条例で定める場合に該当するときは、2歳に達する日）までの間で、育児休業を2回まで取得することができる。</p> <p>一　その養育する子が1歳6か月に達する日（当該子の養育の事情を考慮し</p>

		<p>て特に必要と認められる場合として条例で定める場合に該当するときは、2歳に達する日)までに、その任期(再度任用される場合は、その任期)が満了すること及び引き続き任用されないことが明らかでないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(産後パパ育休の場合) 次に該当する参加者は、任命権者の承認を受けて、子の出生の日から 57 日間の末日から 6 月を経過する日までに、育児休業を 2 回まで取得することができる。 <p>一 子の出生の日から 57 日間の末日から 6 月を経過する日までに、その任期(再度の任用がなされる場合はその任期)が満了すること及び引き続き任用されないことが明らかでないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育児休業、産後パパ育休は無給とする。 ・参加者は、任命権者の承認を受けて、3歳に達するまでの子を養育するため、当該子の養育の事情に応じ、市の承認を得た期間で、1日の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1時間の部分休暇を取得することができる。部分休業は無給とし、勤務 1 時間当たりの報酬を減額する。
16	休 職	<ul style="list-style-type: none"> ・病気又は負傷その他やむを得ない理由により勤務できない日が連続して 20 日(勤務を要しない日及び休日を含む)を超える場合において、所属長が必要と認めるときは、これを休職させることができる。 ・前項の場合において、その休職の期間中の報酬の支給は、以下に定めるとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> 一 勤務できない事由が職務による負傷又は職務による疾病である場合は、その休職の期間中、報酬から公務災害補償等によって得られる給与を差し引いた全額を支給する。 二 勤務できない事由が前号に定めるもの以外の場合は、その休職の期間が当該休職に先行する勤務できない日の初日から起算して 30 日までに達する日までは報酬の全額を支給し、30 日を超えて 60 日までに達するまでは報酬の半額を支給し、60 日を超えるときは報酬を支給しない。
17	そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保険及び雇用保険に加入する。 ・公務上及び通勤上の災害については、公務災害補償等に関する条例又は労働者災害補償保険法により補償する。 ・私有車公務使用による小中学校指導業務等で出張する場合は、その費用弁償代を支給する。 ・基本給及び期末・勤勉手当は給与改定や制度改正により年度途中に変更となる可能性がある。 ・その他の任用及び勤務条件は「長岡市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則」により運用する。

(担当：長岡市教育委員会教育部学校教育課)